

岡山県青年土地家屋調査士会 活動費・旅費規程

この規程は、岡山県青年土地家屋調査士会の会員の県外の活動費及び旅費の支給について必要な事項を定める。

1. 日当（行事開催日に限る・1日あたり）

5,000 円

2. 交通費

JR 岡山駅を起点とし、

半径 200 k m 圏内 5,000 円

半径 400 k m 圏内 10,000 円

半径 800 k m 圏内 15,000 円

半径 800 k m 以上 20,000 円

3. 宿泊費（行事開催日に限る）

宿泊費は1泊につき5,000円とする。

4. 活動費

活動費は各行事参加代実費相当分とする。

ただし、懇親会等の参加代はこの限りではない。

5. 限度額

該当年の予算の上限を超えた場合には、各費用の支給を中止する。

6. その他

この規程に定めのない場合については、会長と副会長において適宜決定する。

7. この規程の改廃は、役員会の決議による。

附則

この規程は平成 26 年 9 月 13 日より施行する。